

2013年もあと半年・・・

2013年も半分が経過しました。皆さんも、あっという間の半年ではなかったでしょうか。年を重ねれば重ねるほど、時間の経過が早くなっているように感じませんか？

この現象は、「**ジャンネの法則**」と呼ばれているそうです。19世紀のフランスの哲学者「ポール・ジャンネ」が発案し、甥の心理学者「ピエール・ジャンネ」が著作で紹介した法則で「**主観的に記憶される年月の長さは年少者にはより長く、年長者にはより短く評価される**」という現象を心理学的に解明されました。「**生涯のある時期における時間の心理的長さは、年齢の逆数に比例する（年齢に反比例する）**」そうです。（ウィキペディアより）

年末にやり残すことがないように、今からしっかりと計画的に過ごしていきたいものですね！

私事で恐縮ですが、先日、「[仕事を楽しむためのWEBマガジン B-plus](#)」の経営者インタビューの対談企画で、**サッカー元日本代表の城彰二さん**と対談させていただきました。

この対談のお話を頂いたきっかけは、担当の方が城さんのことについて書いてあるブログを読んで下さり、私が城さんのファンであると認識して頂いたことからです。

そして、このニュースレターも、おかげさまで第13号となりましたが、創刊号から読んで下さっている方は、「サポーターへの道」という記事が思い浮かぶ方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そうです。まさしく、「サポーターへの道」の某サッカー選手というのは、城彰二さんのことです。まさか、このような形で対談できるなんて思ってもみませんでした。

そして、何よりも嬉しかったのが、社会保険労務士の業務内容についてお話しできたことです。

社会保険労務士は、国家資格とはいえまだまだ世間的には知名度は低いなど感じることも多々あります。しかし、今このような時代だからこそ、できるだけ多くの皆様に**社会保険労務士の重要性や必要性を十分にご理解頂きたいのです**。

社会保険労務士は、雇用保険や健康保険・厚生年金保険などの手続きを行うだけではないということを…。労使トラブルが起きてから、社会保険労務士がサポートさせて頂くことももちろんですが、労使トラブルが起きる前に、未然に防ぐということが企業経営の中で一番重要だと思います。

そして、弊オフィスの事業コンセプトは、「**Volante (ボランチ)**」です。それは、企業運営をサッカーのゲームと例えたならば、社会保険労務士のポジションは、ボランチであると私は考えております。「**DF (守備) が必要なときはカバーをし、攻撃 (成長) が足りなければ攻撃 (成長) のサポートに加わり、その時々に応じて縦横無尽にサポートをする**」その信念を軸に、皆様方のサポートをしてまいります。

※「仕事を楽しむためのWEBマガジン B-plus」

<http://www.business-plus.net/interview/1306/493619.shtml?i=re>



平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況

厚生労働省より、平成24年度の個別労働紛争解決制度施行状況が公表されました。

【平成24年度の相談、助言・指導、あっせんの状況】

- ・総合労働相談件数・・・・・・・・・・106万7,210件（前年比3.8%減）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数 25万4,719件（同0.6%減）
- ・助言・指導申出件数・・・・・・・・・・10,363件（同8.1%増）
- ・あっせん申請件数・・・・・・・・・・6,047件（同7.1%減）
- 相談内容は「いじめ・嫌がらせ」がトップ
- ・総合労働相談件数は、5年連続で100万件を超えており、民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、高止まりである。「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、増加傾向にあり、51,670件。
- 助言・指導申出件数が過去最多
- ・助言・指導申出件数は、制度施行以来増加傾向にあり、初めて1万件を超えた。
- ・あっせん申請件数はやや減少した。
- 迅速な対応
- ・助言・指導は1ヵ月以内に97.4%、あっせんは2ヵ月以内に93.8%を処理。

※個別労働紛争解決制度とは、個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円滑・迅速な解決を図ること目的として、都道府県労働局で「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、下記のサービスを行っています。

①「総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談」

⇒各都道府県労働局の総務部企画室、全国の労働基準監督署、主要都市の駅周辺ビルに配置

②「都道府県労働局長による助言・指導」

⇒民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことによって、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度

③「紛争調整委員によるあっせん」

⇒紛争当事者との間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争解決を図る制度

詳しくは 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html>

東京労働局 http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/113814/117181.html

健康保険法等の一部改正

「健康保険法等の一部を改正する法律案」が5月24日に可決・成立し、5月31日に公布され、公布日（一部10月1日）から施行されることとされました。

【おもな改正内容】

- 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすることとされた。
⇒施行日：平成25年10月1日より
- 保険給付に関する厚生労働大臣の事業主への立入調査等に係る事務を協会けんぽへ委任する。
- 協会けんぽへの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間高じてきた国庫補助金の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する。
- 後期高齢者支援金の負担方法について、被用者保険者が負担する後期高齢者支援金の3分の1を、各被用者保険者の標準報酬総額に応じた負担とする措置を2年間延長する。

◆労働法あれこれQ&A

～No.6 休憩時間（労働基準法第34条）～

<登場人物>

①社長：製造メーカー「ハンサム製造所」社長。言わずと知れたイケメン？!

労働法規については弱い。趣味は、体を鍛えること。

②癒し系 OL：入社3年目のOL。いつも明るく職場のムードメーカー。趣味は、格闘技観戦。

③デキル社労士：お客様のために常に走り続けている女性社労士。

（ハンサム製造所の所定労働時間）9：30～17：30 休憩 1 時間 実働 7.0 時間 土日祝日休

癒し系 OL：「社長！営業部長から、今後はお昼休みに電話番をおきたいと話がありました。

なにか手続きは、必要になるのでしょうか？」

社長：「んーっ？そんな時は、デキル社労士に聞いてみようよ！」

癒し系 OL：「デキル先生、お昼休みに電話番を置くことになったのですが、何か気を付けることや手続きはありますか？」

デキル社労士：「はい！

では、休憩時間について整理しましょう。

休憩時間は一部の業種を除き、原則として、すべての労働者に①**一斉に与え**、②**自由に利用**できるようにしなければなりません。」

癒し系 OL：「えっ！そうすると、お昼休みに電話当番はおけないってことですか??」

デキル社労士：「いやっ、まだ続きがあります。

この原則が適用される業種であっても、労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結すれば、交替で休憩を与えることができます。

その労使協定には、①**一斉に休憩を与えない労働者の範囲**、②**当該労働者に対する休憩の与え方**について定めなければなりません。

そして、休憩は、継続する仕事による疲労を回復させるためのものですので、休憩時間に電話対応をさせると、自由に利用できる休憩を与えたことになりませんので、電話番をさせるのであれば、当番制などを取り、その時間は労働時間として、別途休憩を与えなければなりません。」

社長：「さっきの一部の業種を除きっていうのは、具体的にはどのような業種なの？」

デキル社労士：「はい、①運輸交通業、②商業、③金融・広告業、④映画・演劇業、⑤通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業、⑧官公署の8業種が一斉休憩の原則が適用できない業種となります。」

社長：「へえーっ。そうなんだ・・・

でも、そりゃーそうだね。納得できる業種ですよね。」

癒し系 OL：「社長、確かに納得できる業種ですね。

それにしても、よかった、すっきり解決。ありがとうございます。」

社長：「そうだね、すっきり解決しちゃったね。

ありがとうございます。」

デキル社労士：「また何かご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡くださいませ。」

～つづく～

7月の業務スケジュール

【1日】

- ◆個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）
　　<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

【10日】

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合]
- ◆源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- ◆特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
　　[労働基準監督署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>
　　[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

【16日】

- ◆所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高年齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

【31日】

- ◆所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、4月～6月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）
　　<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

最後までお付き合いいただきまして、ありがとうございました

～発行～

社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-37-7 勝栄ビル 302
TEL : 03-5333-3827 FAX : 03-5333-3829
E-Mail : info@office-someya.jp
URL : <http://www.office-someya.jp/>

次号No.14は、
7月31日頃に
お届け予定です！